



未来ちゃん情報局

王塚裝飾古墳館のマスコットキャラクター 未来ちゃん

◆ 住民課 住民年金係

お知らせ

児童手当を継続受給するためには
現況届の提出が必要です

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。対象世帯には5月下旬に郵送でご案内します。現況届の提出がない場合には、6月以降の児童手当が支給できなくなりますので、ご注意ください。

児童手当について

【手当の支給額】（児童一人当たりの月額）

対 象		支 給 額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※受給者の前年分（1月～5月分までの手当については前々年分）の所得が所得制限限度額を超えている場合、支給額は児童の年齢にかかわらず、児童一人につき月額5,000円が支給されます。

【手当の支給月】

- 6月（2月～5月分）
- 10月（6月～9月分）
- 2月（10月～1月分）



提出・問合せ

住民課 住民年金係

☎ 05・33301

◆ 建設事業課 管理鉱害係

お知らせ

災害に強いまちづくり

木造戸建住宅の耐震改修工事の補助を実施します

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、今年度より木造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】 町税などを滞納していない住宅の所有者

【対象住宅】

- 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸建住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの）
- 耐震診断を受けた結果、上部構造評点が1・0未満であるもの
- 建築基準法および関係法令の規定に違反していないもの

【補助金額】 耐震改修工事費用の23%（上限30万円）

【受付期間】 平成27年3月31日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、翌年度の受付になることがあります。

※申請は、予算の範囲内で先着順になります。

【その他】 申請する前に耐震診断を受ける必要があります。また、申請は工事の契約や着工前に行ってください。

申請・問合せ

建設事業課 管理鉱害係

☎ 05・33300

◆ 飯塚市消費生活センター

お知らせ

5月から廃止となります

消費生活相談窓口について

平成25年4月から毎月第2火曜日に、桂川町役場で行っていた消費生活相談窓口は、利用者が少ないため、5月から廃止します。

なお、消費生活に関する相談は、今後も飯塚市消費生活センターで専門相談員が対応しますので、お気軽にご相談ください。



問合せ

産業振興課 商工統計係 ☎ 05・1106

飯塚市消費生活センター（平日8時30分～17時） ☎ 022・0857